



中国の会社法 5年ぶりに改正

2023年12月29日、全国人民代表大会は中国の会社法を改正しました。前回の改正は2018年10月26日であり、これまでに3回の改正草案（1回目：2021年12月24日、2回目：2022年12月30日、3回目：2023年9月1日）を経ており、今回4回目で改正となりました。今回の改正は会社法制定以降、5回目、5年ぶりの改正となります。新しい会社法は2024年7月1日から施行となります。今回の主な改正内容は以下のとおりです。

1. 登録資本金の払込期限を会社登記完了から5年以内に設定

登録資本金の払込期限は、前回改正（2013年12月28日）前までは、投資会社の場合5年以内、それ以外の場合2年以内となっていましたが、前回改正時に払込期限についての記載は削除されました。よって、今回の改正により、払込期限が再設定されることとなります。また、既に登記済みの会社については、出資期限が5年を超えた場合、段階的に調整しなければいけないとし、出資期限や出資額が実態と乖離し、明らかに異常である場合には当局から早期出資または出資期限の変更等を命じられる可能性がありますので注意が必要です。

改正前（日本語参照訳）	改正後（日本語参照訳）
<p>第26条</p> <p>有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全株主の引き受けた出資額とする。</p> <p>法律、行政法規及び国務院は有限責任会社の登録資本金の払込、登録資本金の最低限度額に対し別途規定がある場合は、その規定に従うことを決定した。</p> <p>(該当条項なし)</p>	<p>第47条</p> <p>有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全株主の引き受けた出資額とする。全株主が引き受けた出資額は、株主が会社規約の規定に従って会社が設立した日から5年以内に払い込む。</p> <p>法律、行政法規及び国務院は有限責任会社の登録資本金の払込、登録資本金の最低限度額、株主の出資期限に対し別途規定がある場合は、その規定に従うことを決定した。</p> <p>第266条（一部）</p> <p>本法が施行される前に登記済みの会社について、出資期限が本法規定の期限を超えた場合、法律、行政法規、または国務院による別段の規定がない限り、本法規定の期限内に段階的に調整しなければならない。出資期限、出資額の登録内容が明らかに異常である会社に対し、会社登記機関は法に基づいて適時に調整を要求することができる。具体的な実施方法は国務院の規定に基づく。</p>

2. 董事会の人数上限を削除、一定規模以上の会社は従業員代表を董事にする義務を追加

董事会を設置する場合、構成する董事の人数は3名以上13名以内としていましたが、今回の改正により人数上限が撤廃となります。また国有関連企業の場合、会社の従業員代表を董事にする必要がありましたが、今回の改正により、国有関連企業であるか否かに関係なく、従業員数300名以上の場合、会社の従業員代表を董事にする必要があります。

改正前（日本語参照訳）	改正後（日本語参照訳）
<p>第44条（一部）</p> <p>有限責任会社は董事会を設置し、その構成員は3名以上13人以内とする。但し、本法50条の別途規定を除外とする。</p> <p>2つ以上の国有企業または2つ以上のその他の国有投資主体が投資し設立した有限責任会社は、その董事会の構成員に会社の従業員代表を入れなければならない。その他の有限責任会社は董事会の構成員の中に会社の従業員代表を入れることができる。董事会の中の従業員代表は、会社の従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。</p>	<p>第68条（一部）</p> <p>有限責任会社の董事会構成員は3名以上とし、その構成員の中に会社の従業員代表を入れることができる。</p> <p>従業員数300名以上の有限責任会社は、法に基づいて監事会を設置しその中に会社従業員代表を入れている場合を除いて、その董事会構成員の中に会社従業員代表を入れなければならない。董事会の中の従業員代表は、会社の従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。</p>

3. 執行董事の記載削除

小規模の会社は、董事会を設置しない場合、執行董事を1名設置する必要がありましたが、今回の改正により、董事1名の設置へ変更となりました。また、他の条文からも執行董事の名称は全て削除されています。

改正前（日本語参照訳）	改正後（日本語参照訳）
<p>第50条</p> <p>株主の人数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社は、執行董事を1名設置し、董事会を設置しなくてもよい。執行董事は会社の総経理を兼務することができる。</p> <p>執行董事の職権は、会社定款に定める。</p>	<p>第75条</p> <p>規模が比較的小さいまたは株主の人数が比較的少ない有限責任会社は、董事会を設置せず、董事を1名設置することができ、この董事は本法規定の董事会の職権を行使することができる。この董事は会社の総経理を兼務することができる。</p>

4. 監事会および監事を設置しないことが可能

小規模の会社は、監事会を設置しない場合でも、監事を設置する必要がありましたが、今回の改正により、全株主の一致同意があれば、監事を設置する必要がなくなります。董事及び総経理等の高級管理職員は監事を兼務することができないため、会社の組織構造を簡素化することが可能となります。

改正前（日本語参照訳）	改正後（日本語参照訳）
<p>第 51 条（一部）</p> <p>有限責任会社は監事会を設置し、その構成員は 3 名を下回ってはいけない。株主の人数が比較的小さいまたは規模が比較的小さい有限責任会社は、監事を 1 名から 2 名設置し、監事会を設置しなくてもよい。</p>	<p>第 83 条</p> <p>規模が比較的小さいまたは株主の人数が比較的小さい有限責任会社は、監事会を設置せず、監事を 1 名設置することができ、この監事は本法規定の監事会の職権を行使することができる。全株主の一致同意により、監事を設置しなくてもよい。</p>

5. 欠損補填のために資本準備金の使用が可能、欠損補填のための減資が明記

これまで資本準備金を会社の欠損補填に使用することはできませんでしたが、今回の改正により、資本準備金以外の準備金を使用してもなお欠損金が残ってしまう場合は資本準備金による欠損補填が可能となりました。また、欠損を補填するための減資について、これまで会社法に記載はありませんでしたが、今回の改正により、明記されることになりました。

改正前（日本語参照訳）	改正後（日本語参照訳）
<p>第 168 条（一部）</p> <p>会社の準備金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大、または会社の資本増資に用いるものとする。但し、資本準備金は会社の欠損補填に用いるてはならない。</p> <p>（該当する条項なし）</p>	<p>第 214 条（一部）</p> <p>会社の準備金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大、または会社の資本増資に用いるものとする。</p> <p>準備金を会社の欠損に補填する場合は、優先して任意準備金、法定準備金を使用しなければならない。依然として欠損がある場合、規定に基づいて資本準備金を使用することができる。</p> <p>第 225 条（一部）</p> <p>会社は第 214 条第 2 項の規定に基づき欠損の補填をした後、依然として欠損がある場合、登録資本金を減少することで欠損を補填することができる。登録資本金を減少し欠損を補填する場合、会社は株主へ分配してはならず、株主の払込済み出資または株主の義務を免除してもならない。</p>

上記 5 つ以外にも、出資が出資期限どおりに払込されなかった場合の対応の新規記載（第 52 条）や、株主の持分譲渡制限の記載変更（第 84 条）、会社合併に係る株主会決議の新規記載（第 219 条）、減資の際の制限事項の新規記載（第 224 条）、撤退のための簡易清算手続きの新規記載（第 240 条）等、会社運営上影響を与える条文が多く追加・変更となっています。

これから新規新設される会社は新しい会社法に準拠するよう、登記が必要な会社情報を決定していくことが



求められます。中国企業との合併による新規設立をお考えの会社は、新しい会社法を基に合併パートナーと協議・交渉を実施し、新しい会社法に合致した合併契約書及び定款の文言設定が必要になります。また、既に登記済みで事業をされている会社についても定款の見直しを検討する必要性が生じる可能性がありますのでご注意ください。

<日本語参照訳に関するご利用のお願い>

上記の日本語参照訳は中国語を原文とした翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、日本語と中国語の内容に相違が生じる場合があります。日本語参照訳と中国語原文に相違がある場合、中国語原文を優先してご確認くださいませよう願いたします。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区農光南里1号樓龍輝大廈12楼(創富港)12002室 電話: +86-131-6731-4021 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路135号融盛商務中心1号2113室2122单元 電話: +86-512-6255-0697 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com
上海總公司 上海市黄浦区茂名南路58号花園飯店(上海)601室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華區双慶路10号華潤大廈32層3240室 電話: +86-28-6287-7518 担当: 粟村(AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江西路8号夏広場D座15楼A61室 電話: +86-20-8559-9936 担当: 古矢(FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大廈A座610室 電話: +86-755-8252-8290 担当: 古矢(FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。